

広島県建築物防災週間（令和2年度下期）について

建 築 課

1 要 旨

- (1) 建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。
- (2) 県及び各特定行政庁は、既存建築物に対する適正な維持保全の指導等を実施する。

2 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁(県は、8市以外の市町を管轄))

3 期 間

令和3年3月1日(月)から令和3年3月7日(日)まで

4 実施内容

(1) 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する相談を受ける。

(2) 一般広報

- ア 懸垂幕の掲示
- イ 実施主体各市の広報誌への掲載
- ウ 啓発用パンフレットの配布(各実施主体の窓口での配布)
- エ 広島県ホームページへの掲載

5 その他

例年実施している防災査察は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、中止とする。